

鉛製給水管取替工事補助金交付に関する
申請の手引き

令和5年6月

名古屋市上下水道局 給排水設備課

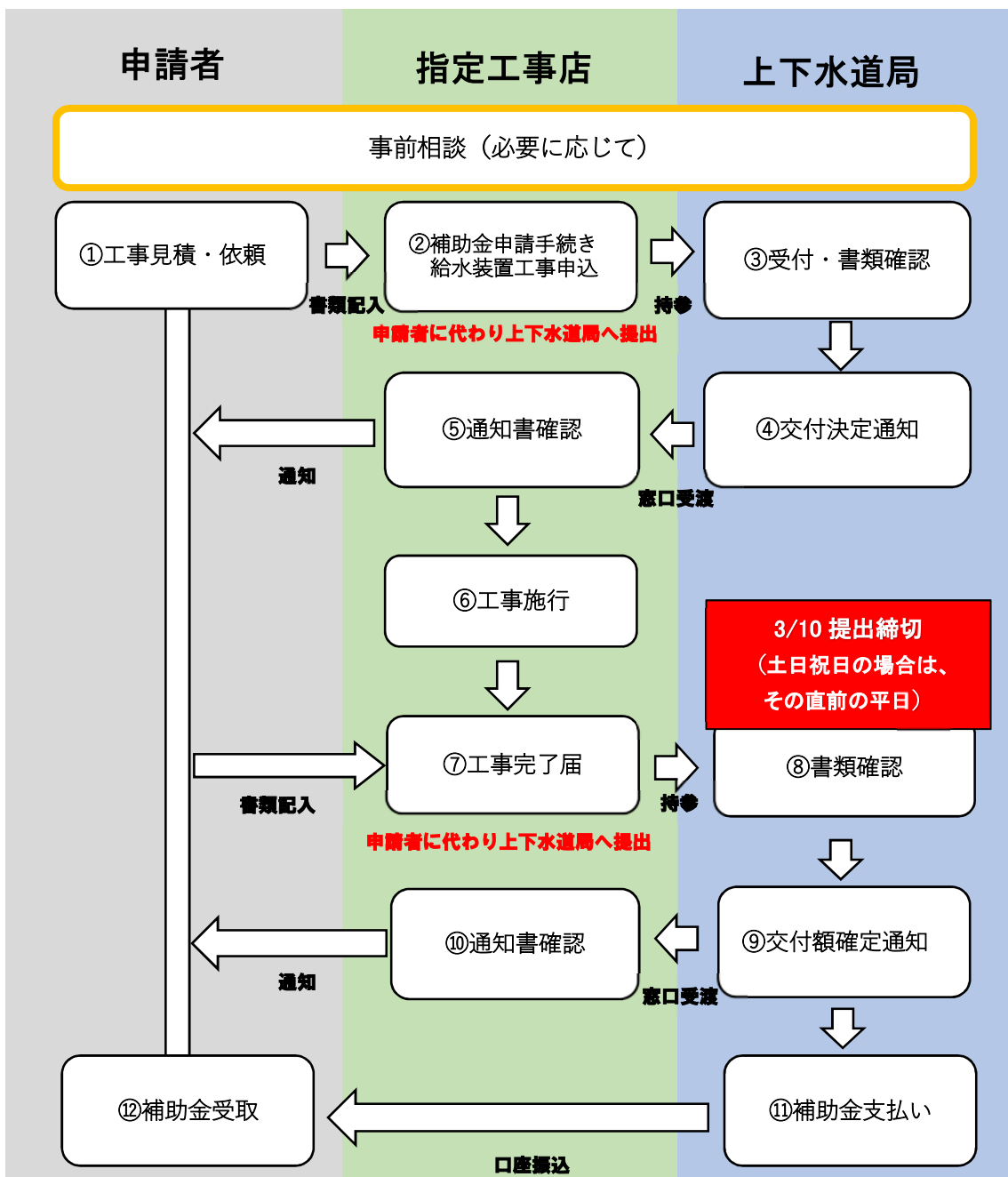
1. はじめに

本手引きは、「名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付を受けるにあたり必要な事項について記載しています。本手引きの内容を確認していただき、補助金の交付申請を行ってください。

また、対象工事及び補助金額については「名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付要綱」を確認してください。

2. 申請方法について

下記に申請方法のフロー図を掲載します。



① 工事見積・依頼

鉛管の取り替え工事を検討される時は、指定工事店にご相談ください。指定工事店ごとにかかる費用が異なりますので、必要に応じて見積を依頼してください。その後、取り替え工事の実施が決定したら、工事店を通じて補助金申請手続き及び給水装置工事申込を行います。

② 補助金申請手続き及び給水装置工事申込

指定工事店を通じて、下記の書類を担当営業センター・営業所に提出をしてください（補助金の申請に関する給水装置工事申込は局受付窓口でのみで申請可能です）。補助金申請手続きとあわせて給水装置工事申込をしていただくため、申請時に設計審査手数料が発生します。ただし、上限金額の範囲内で設計審査手数料相当額を補助金額に上乗せします。

必要書類	提出部数
(1) 給水装置工事申込書（一般用）・・・給水工事施行基準 P187 の 2 記入例有	1 部
(2) 鉛製給水管取替工事調書・・・給水工事施行基準 P174 の 2、3 記入例有	1 部
(3) 名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付申請書（第 1 号様式）	1 部

③ 書類確認

提出された書類を名古屋市上下水道局にて審査します（審査には約 2 週間程度かかります）。

④ 交付決定通知

交付が決定したときに、補助予定金額及び条件について「名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付決定通知書（第 2 号様式）」により通知いたします。

⑤ 通知書の確認

届いた通知書の内容を確認し、お手元で大切に保管してください。交付条件がある場合は、条件に従うようにしてください。

⑥ 工事施行

通知書の確認後、鉛管の取り替え工事を実施してください。工事実施時に工事写真の撮影をお願いいたします。

⑦ 工事完了届

鉛管の取り替え工事が完了次第、速やかに下記の書類を準備し、提出をしてください。

必要書類	提出部数
(1) 名古屋市鉛製給水管取替工事完了届 (第6号様式)	1部
(2) 工事写真※1	1部
(3) 通帳又はキャッシュカードの写し※2	1部
(4) 鉛製給水管取替工事調書 (完成図)	1部

上記の(1)～(4)の書類について、**申請年度の3月10日(土日祝日の場合は、その直前の平日)まで**に提出してください。

(4)の書類については当初提出していただいた鉛製給水管取替工事調書から施工位置、数量が変更になったときのみ、完成図として提出してください。変更がない場合は提出不要です。

※1 工事写真撮影箇所一覧表

鉛管取替工事	メータ周辺取替工事 (必要に応じて)
工事前の写真 (掘削前の周辺状況を撮影)	工事前の写真 (取替前の既存メータ筐を撮影)
工事中の写真 ・取り替え前の鉛管を露出させて撮影 ・取り替え後の新設管を露出させて撮影	-
工事後の写真 (埋め戻し後の周辺状況を撮影)	工事後の写真 (メータ筐の蓋を開いて撮影)

※2 通帳又はキャッシュカードの写しの名義人は交付決定者と同一であること。

⑧ 書類確認

提出された「名古屋市鉛製給水管取替工事完了届(第6号様式)」をもとに、上下水道局で検査を行います(検査に1週間程度かかります)。

⑨ 交付額確定通知

名古屋市上下水道局の検査にて、適正に取り替え工事がされていることが確認できたら、「名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付額確定通知書(第7号様式)」にて交付決定者に補助金の交付額を通知いたします。検査において、適正に取り替え工事がされていることが確認できなかった場合、交

付決定者に是正指示をしますので、速やかに対応ください。是正指示への対応がとられなかった場合、補助金交付の決定を取り消す場合があります。

⑩ 通知書の確認

お手元に届いた「名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付額確定通知書（第7号様式）」は大切に保管してください。

⑪ 補助金支払い

「名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付額確定通知書（第7号様式）」を発行した日から、約1ヵ月前後で指定口座へ振込みを行います。

⑫ 補助金受取

指定口座への入金をご確認ください。

3. 書類の提出先

下記の担当営業センター・営業所へ書類をご提出してください。

担当区域	事務所名	住所	連絡先
千種・東・中・守山・名東区	東部営業センター	千種区振甫町3丁目34-2	052-722-8750
熱田・中川・港・南区	西部営業センター	中川区富川町2丁目1	052-352-2511
北・西区、北名古屋市久地野地区	北営業所	北区田幡二丁目4-5	052-981-2556
中村区、清須市（春日地区を除く） あま市甚目寺地区、大治町	中村営業所	中村区黄金通1丁目20-7	052-483-1411
昭和・瑞穂・天白区	瑞穂営業所	瑞穂区牧町1丁目39	052-841-7146
緑区	緑営業所	緑区青山二丁目16	052-621-6161

4. 参考資料

(1) 各種様式

各種申請様式・記載例が下記URL内にありますので、参考にして書類の作成をお願いします。

<https://www.water.city.nagoya.jp/category/10600onegai/146087.html>

(名古屋市上下水道局公式ウェブサイト ▶お客さまへ ▶お客さまへお知らせ・お願い
▶ 宅地内の鉛製旧士官取替工事助成制度を開始します)

(2) 各工種の局基準額表

【舗装種別が砂・土の場合】

令和5年6月

工種 (砂・土)	口径	単位	局基準額 (参考)
鉛管取替工	13	1m	6,800 円
〃	20	1m	7,500 円
〃	25	1m	7,700 円
〃	40	1m	8,600 円
メータ周辺取替工※1	13	1箇所	75,900 円
〃	20	1箇所	96,700 円
〃	25	1箇所	113,100 円
〃	40	1箇所	262,800 円

【舗装種別が砂・土以外の場合】

令和5年6月

工種 (砂・土以外)	口径	単位	局基準額 (参考)
鉛管取替工	13	1m	15,200 円
〃	20	1m	15,900 円
〃	25	1m	16,000 円
〃	40	1m	17,000 円
メータ周辺取替工※1	13	1箇所	90,400 円
〃	20	1箇所	110,900 円
〃	25	1箇所	127,300 円
〃	40	1箇所	291,000 円

※1 メータ周辺取替工は鉛管の取り替えに伴って、メータ筐及び逆流防止機能付止水栓の設置工事をおこなうときに適用

(3) 補助金額計算例

【ケース1】

舗装種別が砂・土の場合で口径13mmの鉛管1.0mとメータ周辺の取り替えをした場合

- ①鉛管取替工 : 6,800 円×1.0m×1/2=3,400 円
- ②メータ周辺取替工 : 75,900×1/2=37,900 円(100 円未満は切り捨て)
- ③設計審査手数料 : 2,400 円
- ④補助金額 : ①+②+③=43,700 円 (補助金額)

【ケース 2】

舗装種別が砂・土の場合で口径 13mm の鉛管 0.3m 取り替えをした場合
取替延長が 0.5m 未満のため、助成対象取替延長を 0.5m とする。

- ①鉛管取替工 : $6,800 \text{ 円} \times 0.5\text{m} \times 1/2 = 1,700 \text{ 円}$
- ②設計審査手数料 : 2,400 円
- ③補助金額 : ① + ② = 4,100 円 (補助金額)

【ケース 3】

舗装種別が砂・土以外の場合で口径 20mm の鉛管 20.0m とメータ周辺の取り
替えをした場合

- ①鉛管取替工 : $15,900 \text{ 円} \times 20.0\text{m} \times 1/2 = 159,000 \text{ 円}$
- ②メータ周辺取替工 : $110900 \times 1/2 = 55,400 \text{ 円}$ (100 円未満は切り捨て)
- ③設計審査手数料 : 4,800 円
- ④補助金額 : ① + ② + ③ = 219,200 円 > 200,000 円 (補助金額)